

# 公益社団法人日本パークゴルフ協会入会に関する規程

(平成 23 年 2 月 24 日制定)

(趣旨)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本パークゴルフ協会定款（以下「定款」という。）第9条の規定に基づき、公益社団法人日本パークゴルフ協会（以下「日本協会」という。）会員としての入会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会承認基準)

**第2条** 日本協会会員になろうとする者の承認基準は、定款第8条に規定する会員種別により次の要件を満たすものとする。

(1) 第1号に定める正会員

日本協会連合会設置に関する規程（平成 23 年 2 月 24 日制定。以下「連合会設置規程」という。）第2条第3項の規定に基づく都道府県連合団体の区域おける同第2条第2項に規定する市区町村団体が3団体以上あり、かつ当該連合団体区域内のすべての市区町村団体が加入していること。

(2) 第2号に定める普通会員

同号に定める市区町村団体であって、当該市区町村団体の加入会員が20名以上存在すること。ただし、この市区町村団体は、原則として一の市区町村において、一の団体でなければならない。

(3) 第3号に定めるコース会員

原則として、日本協会コース設置基準（平成 23 年 2 月 24 日制定）に基づく設置基準を満たすコースを所有する又は管理するものであること。ただし、コース設置を予定している者で入会承認基準を満たしている場合、入会承認を適用することができる。

(4) 第4号に定める賛助会員のうち、一般賛助会員

日本協会設置目的に照らし、パークゴルフの原点、思想を遵守し、健全な普及と日本協会の権利を守ることに賛同し活動するものであること。かつ、当該活動を継続して維持推進できるだけの財産的、人材的基盤等を有することが総合的に勘案して見込まれるものであること。

(5) 第4号に定める賛助会員のうち、工業会賛助会員

前号に定めるもののほか、日本協会と安全技術協定を締結しているパークゴルフ用具工業会に加入しているものであること。

(入会申請書)

**第3条** 日本協会に入会しようとするものは、定款第8条に規定する会員種別により、次に定めるところによる入会申請書（別記様式1）を、関係書類を添えて提出するものとする。

(1) 第1号の正会員にあつては、直接日本協会へ提出する。

(2) 第2号の普通会員にあつては、正会員である都道府県等の区域における連合団体を經由して（連合団体が設置されていない区域にあつては直接。以下同じ）日本協会へ提出する。

- (3) 第3号のコース会員にあつては直接日本協会へ提出する。
  - (4) 第4号の賛助会員のうち、前条第4号に定める一般賛助会員にあつては直接日本協会へ、同条第5号に定める工業会賛助会員にあつては当該工業会を経由して日本協会へ提出する。
- 2 日本協会は、前項の規定による入会を申請したものに対し、前条の承認基準を満たすものとして承認したときは、申請者に入会承認通知書（別記様式2）及び会員証（別記様式3）を交付し、経由連合団体及び工業会には承認通知書の写しをもって通知する。
- 3 日本協会は、入会を認めないときは入会不承認書（別記様式4）により申請者及び経由連合団体に通知する。

（資格喪失通知）

**第4条** 日本協会は、会員が定款第11条に規定する会員資格の喪失事由に該当するに至ったときは、会員資格喪失通知書（別記様式5）により会員及び所属連合団体に通知する。

（退会届）

**第5条** 会員が日本協会を退会しようとするときは、退会届（別記様式6）を、第3条第1項の手続き例により日本協会へ提出するものとする。この場合において（前条の資格喪失の場合を含む。）既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

（変更届）

**第6条** 入会申請時又はその後において提出された申請書及び関係書類の内容に、名称、役員等の変更が生じたときは、それぞれ変更届（別記様式7）を第3条第1項の手続き例により日本協会に提出しなければならない。

（入会取消し）

**第7条** 会員が第2条の入会承認基準の要件を欠いたと認められたときは、特別な事情があると認められる場合を除き入会が取り消される。

（委任）

**第8条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

（改廃）

**第9条** この規程の改廃は、理事会の議決による。

#### 附 則（平成23年2月24日、第3回理事会制定）

この規程は、特定非営利活動法人国際パークゴルフ協会（以下「国際協会」という。）が平成16年1月28日に制定した「国際協会入会に関する規程」を、公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月1日から施行する。

附 則(平成24年12月13日、第4回理事会改定)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則(平成25年6月26日、第2回理事会改定)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成29年2月16日、第2回理事会改定)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。